

## 「(仮称)第2次浜田市総合振興計画」策定方針

平成 27 年 3 月  
地域政策部 政策企画課

### 1 計画策定に向けた考え方

#### (1) 趣旨・背景

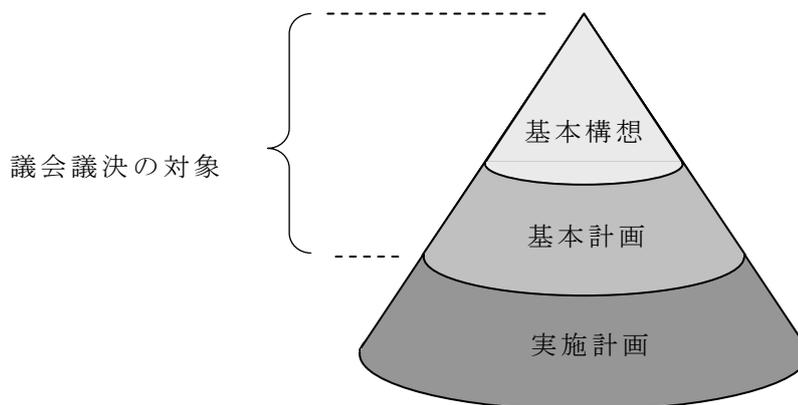
- 本市では、平成 17 年 10 月の市町村合併後、現行の「浜田市総合振興計画」（平成 18 年度～平成 27 年度）に基づき、総合的かつ計画的な政策・施策を推進してきました。
- 本市の人口減少は今後も進行することが予想され、社会経済情勢が日々大きく変容する中、今後の市政運営には、益々多様化する住民ニーズへの対応や複雑化する諸課題の解決が求められています。
- こうした中、現行計画が平成 27 年度をもって終了することから、今後の市政運営の基本方針となる新たな「浜田市総合振興計画」を策定するものです。

#### (2) 計画の名称

「(仮称)第2次浜田市総合振興計画」とし、今後検討します。

#### (3) 計画の構成

計画の構成は、「基本構想」、「基本計画」、「実施計画」とします。



#### (4) 計画の期間

- 計画期間は、市長の任期（4年）に合わせて策定し、計画期間内に方針変更があった場合は、一部を変更することができることとします。
- 今後は、原則として就任後2年以内に策定することとします。

## 2 計画の構成と期間

### (1) 基本構想

- 本市の将来像を検討し、その実現に向けたまちづくりの基本理念・基本目標を定めます。

〔目標年次〕 概ね 10 年後の平成 37 年度

### (2) 基本計画

- 基本構想を実現するための基本的なまちづくりの政策（大綱）を示し、各分野の課題や施策及び各自治区の施策を総合的に体系化して示します。
- 各分野及び各自治区の施策において、その成果指標となる「代表的な目標」を設定します。
- 計画期間は、市長の任期（4年）に合わせることを基本とし、前期基本計画において調整します。

〔計画期間〕 前期基本計画 平成 28 年度～平成 33 年度（6年間）

後期基本計画 平成 34 年度～平成 37 年度（4年間）

### (3) 実施計画

- 具体的な事業や取組については、施政方針（「元気な浜田」をつくるためのロードマップ）や中期財政計画と連動しながら実施します。
- 毎年度、事務事業を評価し、見直しを行います。
- 計画期間は、概ね 3 か年程度とし、毎年度ローリングします。

〔計画期間〕 3 か年程度（毎年度ローリング）

#### ■ 計画期間のイメージ

| 年度<br>計画 | H28<br>(2016)    | H29<br>(2017) | H30<br>(2018) | H31<br>(2019) | H32<br>(2020) | H33<br>(2021) | H34<br>(2022)           | H35<br>(2023) | H36<br>(2024) | H37<br>(2025) |
|----------|------------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|-------------------------|---------------|---------------|---------------|
| 市長任期     | →                |               |               |               |               |               |                         |               |               |               |
| 基本構想     | 将来像の目標年次（概ね10年後） |               |               |               |               |               |                         |               |               |               |
| 基本計画     | 前期基本計画（6年）       |               |               |               |               |               | 後期基本計画（4年）<br>※以降は4年で推移 |               |               |               |
| 実施計画     | 実施計画             |               |               | （3年）毎年ローリング   |               |               |                         |               |               |               |

### 3 計画策定の視点

#### (1) 行政経営の指針としての計画づくり

市民と行政との”協働によるまちづくり”を推進するため、より分かりやすい行政経営の指針として策定します。

#### (2) 各種計画等との整合

##### ア 新市まちづくり計画との整合

合併時に策定した「新市まちづくり計画」の考え方や理念に基づいた計画とします。

##### ◆新市まちづくり計画（参考）

##### ■ 新しいまちづくりの基本となる考え方

- 安心して、健やかに、楽しく住める一体的なまちづくり
- 地域の個性を活かしたまちづくり

##### ■ 新市まちづくりの理念

『青い海・緑の大地 人が輝き文化のかおるまち』

##### イ 総合戦略との整合

平成 27 年度に策定予定の「まち・ひと・しごと創生法」に基づく地方版「総合戦略」の内容を含んだ計画とします。

##### ウ その他個別計画との整合

その他、各分野の個別計画と整合した計画とします。

#### (3) 市民等の意見を反映した計画づくり

浜田市総合振興計画審議会に諮問し、市民や地域、各種団体等、より多くの方の意見を聴きながら、施策等に反映できる計画とします。  
〔市民委員会、タウンミーティング、市民アンケート、各種団体ヒアリング等〕

#### (4) 自治区ごとの計画づくり

引き続き「地域の個性を活かしたまちづくり」を推進するため、特色を活かした各自治区の振興計画を盛り込んだ計画とします。

#### (5) 進捗管理と評価の仕組みづくり

毎年の進捗状況の評価を行い、今後の施策や事務事業を見直すことができる計画とします。

## 4 策定体制

### (1) 市民参画体制

#### ア 浜田市総合振興計画審議会

識見者や各種団体・関係機関者等で構成する「浜田市総合振興計画審議会」に諮問し、多様な観点を盛り込んだ計画案（答申）を基に策定します。

#### イ 市民意見の聴取

多くの市民等の意見を伺うため、タウンミーティング等を開催するとともに、各種団体や各地域協議会等の意見を考慮して策定します。

#### ウ パブリックコメント（意見公募）

市民の意見を広く求めるため、パブリックコメント（意見公募）を行い、意見を考慮して策定します。

### (2) 庁内体制

#### ア 浜田市総合振興計画策定委員会

市長、副市長、自治区長、教育長、部長級を構成員とし、計画案を作成します。

#### イ 浜田市総合振興計画調査検討委員会

次長、課長級を構成員とし、必要な調査・検討を行い、計画原案を作成します。

#### ウ 浜田市総合振興計画庁内ワーキンググループ

課長級を構成員とし、計画素案の作成作業を行います。

## 5 策定スケジュール

平成 27 年度において、概ね次の予定で策定します。

|         |  |
|---------|--|
| 平成27年4月 | 総合振興計画審議会委員の決定（公募委員含む）、審議会開催（10月まで全5回程度） |
| 5月～7月   | 市民意見の聴取・集約、市議会の意見聴取                      |
| 9月      | 計画答申案の中間報告、市議会への中間報告・意見聴取                |
| 10月     | パブリックコメント（意見公募）                          |
| 12月     | 議会上程（議決）                                 |
| 平成28年3月 | 冊子印刷                                     |

**資料 策定体制及びフロー図**

